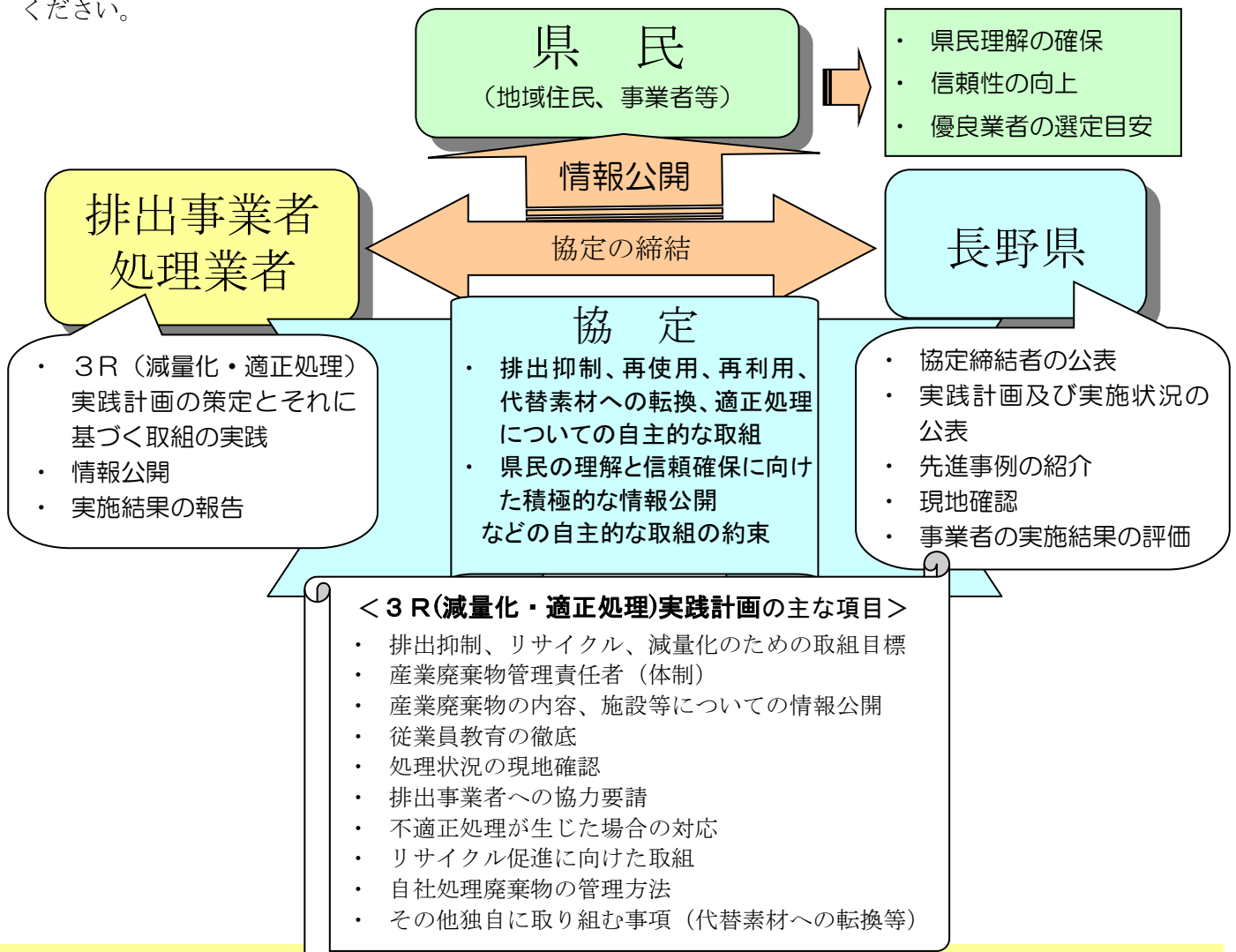


# 産業廃棄物3R実践協定

産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、代替素材への転換<sup>1</sup>及び適正処理に関して、自主的な取組を行うことにより、産業廃棄物の減量化、適正処理の一層の推進を図り、その取組を積極的に情報公開することにより、県民の理解・信頼を確保するとともに、産業廃棄物の処理水準、意識の向上を図るため、意欲ある事業者と長野県知事が事業者の自主的な取組について協定を締結するものです。申し込みは随時受け付けています。

協定制度の詳細は、お近くの地域振興局環境・廃棄物対策課又は長野県庁資源循環推進課へお問い合わせください。



## 協定締結対象者の要件

	排出事業者	産業廃棄物処分業者	産業廃棄物収集運搬業者
地域	県内に事業所を有する者	県内に事業所あるいは処理施設を有する者	県内に事業所営業所又は積替保管施設を有する者
許可	—	長野県知事許可を有する者	
業種	製造業、建設業	—	—
経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込日の1年前の日以降に局長名指示書以上の行政指導又は行政処分を受けていないこと</li> <li>申込日の1年以上前に、局長名指示書以上の交付を受けたことのある者は、申込日までに指示事項についての改善が完了していること</li> </ul>		
その他	—	申込を行う前年度及び前々年度の産業廃棄物処理実績報告書を提出していること	

なお、この協定を締結していると県建設工事等入札参加資格付与において、新客観点数（10点）として加点されます（排出事業者（建設業）に限る）。入札参加資格は2年間付与されます。

<sup>1</sup> 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ変えていくこと